

子家発 0726 第 3 号
令和元年 7 月 26 日

各〔都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

児童福祉法第 28 条に基づく審判前の勧告等の活用事例について

児童虐待防止対策については、昨年 7 月 20 日に、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定するなど取組を進めてきたが、本年 1 月に千葉県野田市において児童虐待による死亡事件が発生するなど、深刻な状態が続いていることを受け、本年 3 月 19 日に「児童虐待防止対策の抜本的な強化について」(平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)が取りまとめられた。

児童虐待における司法関与については、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 69 号。以下「改正法」という。)が平成 30 年 4 月 2 日に施行され、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与が強化等された。改正法の具体的な内容等については、「児童相談所運営指針の改正について」(平成 30 年 1 月 12 日付け子発 0112 第 1 号)等において示したところであり、またその活用について、「児童福祉法第 28 条に基づく審判前の勧告等について」(平成 30 年 7 月 20 日付け子発 0720 第 9 号)において改めて周知を図ったところであるが、今般、実際に指導勧告を求めたケースの活用事例について別紙のとおりまとめたので、これも参考に活用を行うよう、児童相談所のほか、管内の市区町村、関係機関及び関係団体に対し改めて周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

	申立てに係る児童等	ケースの概要	勧告を求めた背景	求めた勧告の内容	出された勧告の内容	指導勧告の期間	審判結果等
1	3歳	転居を繰り返している世帯。きょうだいへの重篤な身体的虐待等の疑いで、本児と弟を一時保護。弟の措置には同意したが、本児については引き取りを希望。本児が受傷する可能性が払拭できないこと、また転居を繰り返していることから、父母と連絡が取れなくなる可能性があり、本児の安全を確認できない状況となるおそれがあったことから、28条の申立てを実施。	保護者指導に全く従わないわけではなかったが、転居を繰り返していたこともあり、段階的な親子交流(外泊)を行い、その間の本児の養育状況(虐待の有無等)、父母の指導受入状況及び関係機関との関わり方を確認する必要があったため。	保護者に対し、次のとおり指導措置を採ること。 1 一時保護から家庭引取りに向けた一時帰宅中に児童が安全に過ごせる環境を維持し、児童相談所の訪問を受け入れること。 2 一時保護から家庭引取りに向けた一時帰宅中に保育所に通わせること。 3 一時保護委託先からの児童の養育に係る助言に応じること。	求めた勧告と同様の内容	約2か月	却下
2	4歳	本児に痣などが認められ、父からの身体的虐待が確認されたが、一時保護後、父母共に怪我をしたことに関する虐待の事実を認めず、児童相談所による指導を受け入れていない。特に、母は自らが父の本児への関わりについて保育所に相談したにもかかわらず相談した事実はないものとし、DVの影響があると考えられたこと、また、父の衝動性の高さから家庭引取りとした場合に再度父からの虐待が起こる危険性が高いと考えられたことから、28条申立てを実施。	保護者が虐待の事実を否認し、児童相談所の指導を受け入れていなかったものの、家庭裁判所による第三者としての意見により、改善が見込まれる可能性があったため。	保護者に対し、次のとおり指導措置を採ること。 1 児童と複数回の面会交流を行うとともに、児童心理司から助言を受ける等して、児童の状況について理解を深めるよう指導すること。 2 児童相談所が行うペアレントトレーニングを受講させるなどして、適切かつ効果的な養育方法について習得するよう指導すること。 3 その他、児童相談所が児童の家庭復帰に向けて必要と考える準備、例えば保育園や幼稚園への入園準備、親族による協力体制の整備などに取り組むよう指導すること。	求めた勧告と同様の内容	約2か月	申立ての取下げ
3	13歳、9歳、8歳 母子家庭	母が1か月以上の長期間にわたって、数時間から数日家を空けることを繰り返し、放任しているが、母がその事実を否認し、児童相談所による指導を受け入れていない。施設入所に同意しないことから、28条申立てを実施。	保護者が虐待の事実を否認していた一方、養育環境の改善の意向を示していたことから、今後の指導の受入状況を確認する必要があったため。	保護者に対し、次のとおり指導措置を採ること。 1 家事及び育児を主体的かつ適切に行うこと。 2 児童(13歳)が学校に登校するよう努め、学校との連絡を取り合い、連絡に応じること。 3 仕事を継続し、児童の妹を保育所に登園させること。(保育所と連絡を取り合い、連絡に応じること) 4 児童(13歳)に虫歯治療など必要な医療を受けさせること 5 児童相談所の家庭訪問や助言を受け入れ、連絡に応じ、求めに応じ通所したり、報告したりすること	求めた勧告と同様の内容	約2か月	審判があり、却下審判時に同内容の勧告
4	3歳	本児に危害を加えることを予告するような言動等を繰り返していた母に、本児の生死を軽んじるような言動が見られたため、一時保護。一時保護後も、母は責任転嫁を繰り返していたため、養育についての振り返りや内省は困難と判断し、28条申立てを実施。	本児の家庭復帰を前提とした入所措置であれば措置継続に同意する意向を示していたが、入所前の言動から、同意後に児童相談所の指導に従わない可能性が高いと思われることから、家庭裁判所の勧告により児童相談所との関係を構築する必要があったため。	児童相談所が作成する援助指針に基づき、引き続き外泊等を行い、家族再統合に向けた援助を継続すること。	求めた勧告と同様の内容	約2か月	申立ての取下げ

児童相談所第28条第6項の承認の審判時の勧告を求めたケース

申立てに係る児童等	ケースの概要	勧告を求めた背景	求めた勧告の内容	出された勧告の内容
1 0歳	児童相談所に身体的虐待が疑われる事例として通告。家庭復帰への環境整備が途上であること等を理由に、28条の申立てを行うとともに、あわせて、父母が児童相談所の指導に徐々に従わなくなったことから、指導勧告の申立てを行い、承認の審判及び指導勧告が出された事例。	保護者が徐々に児童相談所の指導に従わなくなったため。	児童が家庭において安全かつ健全に養育を受けることができるよう、父母による家庭環境の整備や今後の養育(児童の脳障害に起因する影響やその対応を含む。)に関する正しい知識と対応の習得について、これらを検証した上で、父母に対し、継続的に指導すること。	求めた勧告と同様の内容
2 3歳	本児に対する身体的虐待が疑われる事例。保育園を休みがちなになり、継続的な安全確認が難しくなってきたこと、不審なケガがあるとの情報が寄せられたことから、職権による一時保護を実施。施設入所の同意が得られなかったため、28条の申立て及び指導勧告の申立てを行い、承認の審判及び指導勧告が出された事例。	これまで何度も不審なケガがあり、継続指導を行っていたケースであり、家庭状況に不安があったため。	保護者に対して、児童相談所嘱託医によるカウンセリングを実施すると共に、児童福祉司指導による面接指導を行い、適切な養育について認識させ、考え方や行動の変容を行っていくこと。	1 母について、嘱託医によるカウンセリングを実施すること 2 父母について、児童福祉司による面接指導を行い、児童の養育に対する考え方、適切な養育について認識させ、児童の特性に適した養育方法を学習させ、適切な養育方法に向けて努力させること 3 父母について、児童の安全に対する意識を高めさせ、児童の安全を確保する養育方法を学習させ、児童にとって安全な家庭環境の実現に向けて努力させること
3 9歳、7歳、4歳 父子家庭	父は、体調不良や経済的困窮等から、洗濯などの衛生環境が不十分な状況であり、本児らを保護する直前には、本児らを連れてホテルを転々としていた。本児らの施設入所に反対したため、28条の申立て及び指導勧告の申立てを行い、承認の審判及び指導勧告が出された事例。	保護者が虐待の事実を否認し、保護者指導が進まなかったため。	保護者に対し、次のとおり指導措置を採ること。 1 保護者が心身の治療を受け、安定して養育できる状態に回復すること 2 保護者が安定的に就労し、経済的な困窮状態から離脱し、十分に養育ができる経済状態を手に入れること 3 保護者が、児童相談所の指導を受け入れて、児童の適切な養育方法を学ぶこと	求めた勧告と同様の内容
4 12歳	保護者からの心理的虐待により、28条申立てを実施し、承認する審判が確定。その後、不同意の施設入所のまま2年が経過したため、2回目の28条申立てを実施するとともに、指導勧告の申立てを行い、承認の審判及び指導勧告が出された事例。	審判確定後、保護者とは複数回の面接を行うも、保護者は持論を展開するのみで、養育の振り返りなどの本児についての話ができなかったため。	児童相談所は、保護者に対して、児童の心身ともに健やかな育成に資するよう適切な指導措置をすること。	求めた勧告と同様の内容
5 14歳、8歳、6歳、5歳	身体的虐待及び面前DV事案。当初、父母ともに虐待について認めず、母が父と関係を断ち切ることは難しいと思われたこと、母の発言には信ぴょう性がなく、同意を得ても覆される可能性が高いことから、28条の申立てを行い、承認。その後、父母ともに虐待については認めたものの、母は発言を度々変化させ、養育姿勢が一定しない不安定さが残り、約束への実効性も低い状態であったことから更新の申立てを2回行った事例。	母は発言を度々変化させ、養育姿勢に不安定さが残り、約束への実効性も低い状態であったため。	保護者に対し、次のとおり指導措置を採ること。 1 児童らに対する過去の関わりの不適切さを認識し、内省を更に深めること。 2 保護者相互の関係性を見直すこと。 3 親権者において医療機関等における治療・カウンセリングを継続し、他者やアルコール類に依存した生活から脱却すること。 4 将来的に児童らの養育を行うに当たってどのような点に留意し、どのような関わりをもつか具体的に考えることを特に指導すること。	求めた勧告と同様の内容
6 15歳	性的虐待事案。父母は施設入所に同意せず、28条申立てを実施し、承認され、入所措置となった。入所後の父母面接において、児童相談所の今後の方針についての話し合いには応じず、いつ引き取れるのかを示した具体的なプランの提示等を要求。その後も父母は面接の提案に応じず、施設入所措置の更新の承認申立てが承認された後も同様の状態が継続。引き続き本児に対するケアが必要な状況であったこと、本児自身が施設での生活を希望したこと、また、父母の同意が得られない状況であることから、入所措置の更新承認を求め審判を申立て、承認の審判が確定した事例。	引き続きケアが必要な状況であったものの、保護者が児童相談所からの提案に応じなかったため。	保護者に対し、家族再統合に向けて児童相談所の提案等を受け止めて、話し合いに応じるよう適切な指導措置を採ること。	求めた勧告と同様の内容